

リハビリテーションを考える議員連盟 決議(案)

令和6年12月12日
リハビリテーションを考える議員連盟
会長 鈴木俊一

経済財政運営と改革の基本方針 2024 に明記された「自立支援・社会復帰に資するリハビリテーションの推進」が、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「3療法士」という）によって医療・介護や福祉等の幅広い分野で進められることは、医学的リハビリテーションの範疇に留まらず、健康づくり・予防・重症化予防が強化され、疾病予防・健康寿命延伸、労働を含む国民の社会活動の拡大、及び Well-being 向上への投資となり、医療・介護費のみならず社会保障費の削減に寄与することは明白である。

しかしながら、3療法士をめぐる課題として、低賃金による他分野への人材流出が継続していることに加え、昭和40年制定以来改正がなされていない「理学療法士及び作業療法士法」がある。本法は、その目的および教育課程等において業務実態及び世界標準と大きく乖離する状況に至っているとともに、介護予防や災害支援等の公衆衛生領域における活動・労働に対応していないなどが生じている。このような状況にあって、所得の向上及び離職の防止を図るとともに、わが国の社会保障の変化に対応した世界標準に照らして適切な業務及び教育課程等について検討を行い、その身分法を改正することは喫緊の課題である。

加えて、社会情勢や医療・介護等制度が大きく変化する現状にあって、これから地域社会を支える3療法士の立場と役割、求められるリハビリテーションのアウトカム、対応する知識や技術の習得及びそのプラスアップ、災害支援や保健活動などはすべての資格取得者が継続的に修得しておくべきであり、資格取得後の研修を制度化して質の高いリハビリテーションが広く提供されることが重要である。

高齢者や障害児・者及び認知症等の自立支援や重症化防止を図り、地域や自宅及び学校等での健康で自立した生活を支え、就労や就学を促進するリハビリテーション提供体制の充実・強化は「支え手」の不足に直面するわが国においてはとりわけ重要であり、3療法士が医療・介護・保健・福祉・予防・教育・就労等の分野でその専門性を発揮する施策をいっそう推進すべきである。

については、令和7年度予算において十分な規模の予算を確保した上で、次の事項を推進することを強く要望する。

1. すべての3療法士に対するさらなる賃上げの確実な実現

3療法士の離職防止及び人材確保のため、以下の事項を要望する。

- (1)全産業平均を上回る水準の賃上げの実現
- (2)公的保険下で就労するすべての3療法士の賃上げ
- (3)賃上げの未実施や不十分な事業者に対する啓発及び確実な実施の推進

2. 3療法士の各団体が行う資格取得後の研修の推進及び修了者の評価

先進的医療・介護等知見の継続的学習と活用、ADL改善・在院日数や要介護時間の短縮などアウトカム指標への対応などに加え、今後の社会保障施策に対応する質の高いリハビリテーションが普遍的に提供されるよう以下の事項を要望する。

- (1) 3療法士の各団体が、自立支援・社会復帰、リハビリテーション・口腔管理・栄養管理の連携、各種予防・保健及び認知症対応、就労就学促進などの目的で行う資格取得後の研修の制度化及び財政措置
- (2) 医療・介護等の報酬算定に係る施設人員配置基準への研修修了者の設定及び一定の経過措置の設定

3. 厚生労働省におけるリハビリテーション課の設置及びリハビリテーション政策の総合的推進 介護や重症化の予防、高齢者や学校及び産業分野での保健、災害支援などに広く従事している現状に加え、法制定時に比べ従事する分野や対象者及び求められる知識・技術の修得が大きく増加していることから以下の事項を要望する。

- (1) 厚生労働省内にリハビリテーション課の設置
- (2) 3療法士の需給や業務実態の調査・把握、各身分法と実態との整合性及び課題の確認と整理に基づく法改正の検討
- (3) 医療・介護・障害福祉・予防・保健・災害支援等の領域における全世代に対応する3療法士に係る施策の総合的かつ一体的な推進

4. 地域包括支援センターの3療法士配置及び自立支援ケアマネジメントの強化

介護保険の目的である「能力に応じた自立した日常生活」を推進するため、さらなる生活自立支援に向けたケアマネジメントが行われるよう以下の事項を要望する。

- (1) 地域包括支援センターへの3療法士の配置と自治体への啓発及び財政措置
- (2) 生活自立支援ケアマネジメントの強化にむけた啓発及び3療法士の研修の推進

5. 急性期病床における3療法士の配置強化

発症早期における集中的リハビリテーションによる速やかな身体機能・生活能力の回復及び早期の在宅復帰を図るため以下の事項を要望する。

- (1) 急性期病床、特に国公立病院における3療法士の配置の強化

6. 特別支援教育における3療法士の配置の充実

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図るため、特別支援教育において障害を有する児童生徒の安心安全な就学や教員の指導補助を目的として以下の事項を要望する

- (1) 特別支援学校のセンター的機能を強化するための3療法士の配置の推進
- (2) 外部専門家配置事業における3療法士の配置拡充

以上